

○富士見町農業集落排水処理施設条例

平成6年3月22日

条例第9号

改正 平成8年7月15日条例第20号

平成9年3月21日条例第3号

平成10年12月21日条例第23号

平成12年3月17日条例第11号

平成14年12月19日条例第34号

平成15年6月20日条例第22号

平成26年3月18日条例第9号

平成27年9月16日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、富士見町農業集落排水処理施設(以下「排水処理施設」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚水 生活に起因し、又は付随して発生する排水(雨水、家畜し尿を除く。)をいう。
- (2) 処理対象区域 農業集落排水事業の認可を受けた区域をいう。
- (3) 排水施設 処理対象区域において、町が設置及び管理する排水管路、その他の施設並びに汚水を処理する施設の総体をいう。
- (4) 処理施設 汚水を最終的に処理するために必要な施設で貯留槽、その他補完施設の総体をいう。
- (5) 排水設備 汚水を排水処理施設に流入させるため、使用者が設置する排水管、掃除口、その他の施設(屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含む。)をいう。
- (6) 使用者 汚水を排水施設に排除して使用する者をいう。
- (7) 排水設備設置義務者 供用開始後、処理対象区域内に居住する使用者をいう。
- (8) 地区推進委員会 排水施設を使用する者で構成した委員会をいう。

(設置)

第3条 排水処理施設の名称、排水処理区域及び終末処理場の位置は、別表1のとおりとする。

(管理の委託)

第4条 管理者は、排水処理施設の管理上必要なときは、管理業務の一部を委託することができる。

(汚水と雨水の分流)

第5条 汚水は排水施設に、雨水は公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水質法」という。))第2条第1項に規定するものをいう。)に放流するものとする。ただし、管理者が認めた汚水に限り、雨水として放流することができる。

(排水設備の設置義務)

第6条 使用者は、供用開始の日から遅滞なく排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が認めた場合はこの限りでない。

(排水設備の構造基準)

第7条 排水設備の新設、増設又は改築(以下「新設等」という。)に関して必要な事項は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第7条の規定を準用する。

(排水設備の計画の確認)

第8条 排水設備の新設等をしようとする者は、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(排水設備の工事の検査)

第9条 排水設備の工事を行った者は、その工事が完了した日から5日以内に管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項の検査に合格した者に検査済証を交付する。

3 管理者は、排水処理施設の管理上必要があると認めた場合は、排水設備を随時検査し、適切な措置を講じるよう命ずることができる。

(既設排水施設の認定)

第10条 既設排水施設を排水設備として使用しようとする者は、管理者の認定を受けなければならない。

2 前項の規定により、管理者が認定した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(排水設備の工事の実施)

第11条 排水設備の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第11条に規定する指定工事店が行うものとする。ただし、管理者が認め

た場合はこの限りでない。

(排水設備の工事費の負担)

第12条 排水設備の工事に係る費用は、当該新設等を行った者の負担とする。

(設計及び工事の受託)

第13条 排水設備の設計及び工事の受託に関して必要な事項は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第12条の規定を準用する。

(除害施設の設置等)

第14条 除害施設の設置等に関して必要な事項は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第18条から第24条までの規定を準用する。

(使用開始等の届出)

第15条 使用者は、排水施設の使用を開始、休止若しくは廃止、又は現に休止しているその使用を再開しようとする者は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

2 土木、建築工事その他により汚水を排除するため、排水施設を一時使用しようとする者は、前項の規定にかかわらずあらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(し尿排除の制限)

第16条 使用者は、し尿を排水施設に排除するときは、水洗便所によらなければならない。

(特別使用許可)

第17条 処理対象区域外の汚水を排水施設に排除しようとする者は、管理者に申請し、許可(以下「特別使用許可」という)を受けなければならない。

2 特別使用許可を受け、汚水を排除することを認められた者については、この条例に定める規定を適用する。

(新規加入及び工事費の負担等)

第18条 供用開始後、新たに排水施設を使用しようとする者は、管理者に加入申請をし、許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けて排水施設を使用する者は、既設の排水施設への接続に要する工事費用を負担しなければならない。

3 前項の規定により設置した排水施設のうち、公共汚水ますまでの間の所有権は、町に属するものとする。

(加入金)

第19条 前条の規定により加入した者は、別表2に定める加入金を納入しなければならない。

(加入金の減免)

第20条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、加入金を減免することができる。

(使用料)

第21条 使用料に関して必要な事項は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第29条から第32条までの規定を準用する。

(行為の許可等)

第22条 排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

2 前項に定めるもののほか、行為の許可等に関して必要な事項は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第33条から第39条までの規定を準用する。

(手数料)

第23条 手数料に関して必要な事項は、富士見町下水道条例(平成5年町条例第11号)第40条及び第41条までの規定を準用する。

(代理人の選定)

第24条 排水設備を設置した者が町内に居住しないときは、この条例又はこの条例に基づいて規定した事項の一切を処理させるため、町内に居住する者を代理人に定め、管理者に届け出なければならない。

(使用者等の変更の届出)

第25条 次の各号の一に該当する事由が生じた場合においては、使用者は、管理者に届け出なければならない。

- (1) 使用者等に変更があつたとき。
- (2) 使用者等に住所、氏名の変更があつたとき。
- (3) 代理人を変更したとき、又は代理人の住所の変更があつたとき。

(罰則)

第26条 町長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第8条の規定に違反して、確認を受けずに排水設備の新設等の工事を実施した者
- (2) 第9条に規定する検査を正当な事由がなく拒み、又は妨げた者
- (3) 第11条の規定に違反して、排水設備の新設等の工事を実施した者
- (4) 第14条に規定する除害施設の設置等に違反した者
- (5) 第20条の規定に違反し、し尿を排水施設に排除した者

(6) 第22条の規定による許可を受けないで当該行為若しくは占用をした者

- 2 町長は、詐欺その他不正な行為によつて、加入金、使用料又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことができる。

(損害賠償)

第27条 管理者は、使用者が故意又は過失によつて排水施設に損害を与えたときは、その復旧に要する費用の全部又は一部を賠償させることができる。

(補則)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年7月15日条例第20号)

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第3号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月21日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月17日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月19日条例第34号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月20日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成15年4月1日からこの条例の施行日までの間に町長がした決定又は指定は、この条例の施行後は、管理者がした決定又は指定とみなす。

附 則(平成26年3月18日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月16日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1

処理施設の名称	終末処理場の位置	排水処理区域
立沢地区農業集落排水処理施設	富士見町落合12328番地2	立沢 (本村・羽場)
西久保地区農業集落排水処理施設	富士見町富士見4892番地	若宮・木之間 花場・休戸・横吹

別表2

排水処理区域	加入金	
	一般住宅	その他
立沢(本村・羽場) 若宮・木之間 花場・休戸・横吹	550,000円	860,000円